

琉球大学学術リポジトリ

沖縄・対米交渉（2）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 大蔵省主計局, 沖縄返還交渉全般 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43403

中
國
復
興
大
綱
(案)

極 極

沖縄復帰対策大綱（案）

昨年十一月の日米首脳会談の結果、一九七二年中に沖縄の施政権がわが国に返還されることについて日米両国政府間の基本的な合意が成立し、これを実施に移すため、今後両国政府間で施政権返還協定を締結するための交渉が行なわれることとなり、これと併行して日米琉三政府の緊密な連絡、協調のもとで復帰準備のための諸般の措置が講ぜられることになる。

政府は、沖縄の祖国復帰を円滑に実施し、豊かな沖縄県の建設を期するため、次の基本方針に沿つて沖縄の復帰対策をすすめることとし、その推進に際しては琉球政府をはじめとする沖縄県民の民意を充分に尊重するものとする。

また、政府は、一九七二年中のできるだけ早い時期に沖縄の復帰を実現するため、諸般の準備措置を早急に講ずるとともに、国会の議決を必要とする(1)旅政権返還協定(2)本土法令の適用に伴なう暫定、特

例措置に関する立法及び(3)沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施設の整備に関する立法措置を一起して国会に提出することを基本方針としてその準備をすすめるものとする。

二 復帰準備施策の概要

復帰に備えて政府が行なうべき主要な準備措置には次のものがある。

- (1) 沖縄県及び沖縄におかれることとなる地方支分部局の設置並びに琉球政府等の職員の身分の引継ぎ準備
- (2) 本土法令の適用準備
- (3) 公社、公庫その他公的團体の取扱い
- (4) 公有財産及び米国資産の引継ぎ準備
- (5) 通貨の切替及準備
- (6) 行政区分、裁判等の効力の取扱い
- (7) 地位協定の適用準備

2 以上の準備措置をすすめるにあたり、次の点に考慮をはらうもの

とする。

(1) 本土法令の適用に際し、沖縄の経済、社会の実態の特殊性を考慮して暫定、特例措置を講ずること。

(2) 沖縄の復帰に際し、その経済、社会の開発、発展を図るために施策の推進に関する立法上、財政上の措置を講ずること。

3. (3) 施政権返還協定締交渉の進展との調整を図ること。

(1) 在乎施政権返還前の沖縄において、措置しておくべき施策については、次の方針でその効果的な実施の促進を図るものとする。

(2) 教育、社会保障のようないくつかの制度については、本土制度との同一性を確保する要請が特に高いものについては、復帰前に所要の措置を講じておくこと。

(3) 農業経済に関する制度については、沖縄の経済、社会の実態を考慮しつつ、できる限り復帰前に本土制度に準じて整備するよう所要の措置を講ずること。

(4) 公共施設等の整備については、類似県の水準を参考として計画的にその推進を図ること。

(5) これらの施策を推進するため、琉球政府に対して必要な財政援助及び技術援助を行なうとともに人事交流の促進等の措置を講ずることとする。

二 沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策

沖縄が戰後二十数年にわたりわが國の施政権のそとにあつたために生じた格差を是正し、かつ、豊かな沖縄県の建設を期するためには、長期的な視野に立つた沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための総合的な施策を策定し、これを計画的かつ強力に推進する必要がある。これがため、政府は、

1. 沖縄の経済、社会の実態の特殊性を充分に考慮し、かつ、長期的な見通しに立つて、沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための基

本的な施策を策定するものとする。

2. 右の基本的な施策に基づき、産業基盤等社会資本の整備充実、産業振興対策の樹立推進→生活環境施設の整備等を図ることとする。

3. 勝存企業の近代化、合理化を促進するため適切な育成措置を講ずることとする。

4. これらの施策を計画的かつ強力に推進するため必要な立法上、財政上の措置を講ずるものとする。

1. 復帰準備施策の策定及び推進

(1) 復帰準備施策の基本方針は沖縄復帰対策監修協議会の議を経て決定されるものとする。

(2) 復帰準備施策の策定、これに関する関係省庁の意見の総括及び調整並びに施策の推進及びその実施に関する関係省庁の事務の総合調整は総理府が主管する。

イ 総理府は沖縄復帰対策各省庁担当官会議（以下「担当官会議」）

と/or いう。」を基に、復帰準備に関する各省庁の意見及び事務の調整を行なう。

ロ 担当官会議は、当面、行政、財政、産業経済、教育文化、社会労働、司法法務及び地位協定関係の七部会をおき、各部会に必要に応じて分科会を設ける。

ハ 各省庁は当該の省庁に係る沖縄に関する事務を総括する担当者をおくこととし、当該省庁に係る復帰準備施策については、その実施につき、総政綱轄たる米国政府との協議調整を行なう必要があり、当該協議調整は外務省が主管する。

(1) 復帰準備に関する日米両国政府の基本的施策の調整並びに復帰準備のための原則及び指針の決定は日米協調委員会で行なわれ、

2. 米国政府との協議

沖縄現地でとられるべき復帰準備措置及びその実施についての計
画に関する対米協議は準備委員会で行なわれることになる。

(2) 外務省は、復帰準備に関する対米協議をすすめるにあたり、あ
らかじめ協議事項について、担当官会議を活用して総理府及び関
係省庁と意見の調整を図るものとする。

3. 復帰準備加第の実施

復帰準備に関する琉球政府との連絡調整、沖縄現地における関係
資料の収集分析及び検査の実施その他沖縄現地における具体的な施
策の実施に関する事務は、総理府及び沖縄事務所（沖縄事務局）を
通じて行なうこととする。